

平成 28 年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）は、大阪府における地域社会と調和のとれた農業等の振興や、地球環境の保全及び自然環境の回復等、良好な生活環境の保全をめざして事業推進を図っている。

平成 28 年度においては、

- ①大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
 - ②パリ協定を踏まえての民生部門に力点を置いた地球温暖化防止のための取り組み
 - ③安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理
- を柱に各般の事業を推進していく。

また、平成 27 年度で終了する府立施設の指定管理に応募した結果、大阪府民の森については引き続き平成 28 年度から 5 年間管理運営を行うが、大阪府立花の文化園は指定管理者から撤退することになった。

一方、収支状況については、近年一定の改善がみられるものの、平成 28 年度においては、国・大阪府の委託費や補助金の見直し、組織体制の維持と給与改定等に伴う人件費の負担増等により、厳しい経営状況におかれている。

こうした中、現在の中期経営計画は平成 27 年度までとなっており平成 28 年度からの新たな中期経営計画を策定し、将来を見据えて事業展開することにより、各事業の発展と収益性の向上を図り、経営の安定向上をめざす。

I 農地中間管理事業等農地関連事業

公社は、平成 26 年 5 月「農地中間管理事業の推進に関する法律」による農地中間管理機構として知事認可を受け、同年 6 月から事業を開始している。

農地中間管理事業は、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の拡大などの課題がある中で、農業の構造改革をさらに加速させていくため、国において制度化されたものである。

事業展開にあたっては、大阪府農業の特性を生かしながら、

- ①農地の集積・集約化による経営基盤の強化
- ②遊休農地の解消、未然防止による農空間の保全・活用

を基本理念として、大阪府の定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき推進している。

また、大阪府が行う都市住民や企業が新規に農業参入しやすくするための「参入支援事業」などの取組と連携を図り、都市型の中間管理機構としての役割を担う。

併せて、農業振興地域以外の農空間の保全についても、大阪府と連携し、遊休農地の解消を図るとともに、就農希望者への支援等、新たな農業の担い手確保に努め、都市農業と農空間の保全・活用を進める。

II 自然環境保全関連事業

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、人々が樹木や草花などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感し、教育的機能や福祉的機能の利用機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を進める施策を展開している。

公社は、これらの施設の拠点として整備された「大阪府民の森」について、引き続き平成28年度から5年間、指定管理者として運営管理に取り組んでいく。

現在、府民の森ではナラ枯れによる被害が蔓延し、くろんど、ほしだ、むろいけ園地から中部園地まで拡大している。ナラ枯れによる落木被害を未然に防止し、来園者が安心して自然との触れ合いを楽しめるよう安全性を優先して管理運営していくことが重要である。また施設、設備の老朽化も進行しており、管理運営上の大きな課題となっている。

このため、平成28年度は、ナラ枯れ対策や施設の経年劣化による安全・安心の管理体制を軸として、大阪府と連携し、計画的に施設の改修・改善に努めるとともに、フィールドを活用した多彩なメニューによるイベントを効果的に実施する。

また、平成25年度からは、「大阪府立金剛山登山道駐車場」の指定管理として、5年間の駐車場管理を行っており、ちはや園地の管理運営と一体となって集客に努める。

III 地球温暖化防止活動推進支援等事業

昨年末、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、そのなかで日本は温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減することを約束するなど、地球温暖化の原因となるCO₂排出量を削減する施策の推進がこれまで以上に強く求められることとなった。

公社では、これまでも、環境省の事業の活用や全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という）との連携を図りながら、CO₂排出量の増加率の高い民生部門での削減にむけた取り組みを実施してきた。

平成28年度は、引き続き地域における地球温暖化防止活動推進事業の積極的な取り組みを行うとともに、全国センターの推進する「家庭エコ診断事業」を実施するなど、家庭における温室効果ガスの削減のための取り組みを進める。

また、中小事業者に対して省エネ診断を行うことにより、産業・業務部門における温室効果ガスの削減も推進する。

さらに、カーボン・オフセット制度は、地球温暖化対策の方策として、CO₂削減・吸収によるクレジットを購入して、地域に対策費用を還元する仕組みであり、府民への啓発効果も大きいと考えられる。このため、制度の周知と府民の理解の浸透を図るため、平成25年度に設置した「近畿J-クレジット等推進協議会」の運営により、カーボン・オフセット付きのイベント支援を継続するなど、府民参加によるカーボン・オフセット制度の普及をめざす。

□事業概要

1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府内の農地は、農業従事者の高齢化、担い手不足や農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、平成26年にこれまでの農地保有合理化法人から農地中間管理機構に移行したところであるが、国や大阪府の農業施策と一体となり、関係機関とも連携して、農地の有効活用、農空間の保全の取り組みを推進する。

また、これまでのノウハウも活用しながら、農地の持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう支援を行う。

(1) 農地中間管理事業等

農地中間管理事業は、「大阪府農地中間管理事業 平成28年度事業計画」に基づき実施する。

平成28年度における、農地中間管理事業等で新たに行う農地の貸借の面積は15ha以上とするが、借受希望者の面積に応えるように努めるものとする。

また、農地中間管理事業を活用できない農業振興地域以外の農地について、農空間保全委員会と十分に協議し、関係機関と連携するとともに、府の新規施策である「大阪型農地貸付推進事業」とあわせ、貸借にかかる手続きの支援を行う。

さらに、大阪府が実施する、都市住民や企業が新たに農業参入しやすくするための「参入支援事業」や都市住民が小規模な耕作地でも農業経営できる「準農家制度」、農と福祉の連携をめざす「ハートフル企業農の参入促進事業」などの取組みとも連携を図り、都市型の中間管理機構としての役割を担う。

(2) 就農支援事業

公社は、これまで特例子会社（障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社）や、高齢者の生きがい、就労をめざすNPO等の農業参入を数多く支援し、農地の貸借に結びつけてきた。

企業等の農業参入の動機は農産物の加工・流通分野からの「売れる農産物」の販売拡大をめざした農業参入や障がい者雇用に代表される「農と福祉の連携」など多様である。

このため、公社はさまざまなニーズに対応し、農業参入を支援する。

また、昨年4月に大阪府は「ハートフルアグリサポートセンター」を開設し、障がい者を雇用し農業への参入を検討する企業等からの相談対応の他、既参入企業等で構成する企業コンソーシアム、社会福祉法人や当公社等によるハートフルアグリネットワークの連携により、参入から経営継続に向けたサポートを行っている。当公社としても今まで培ったノウハウを活かし、大阪府とともに農と福祉の連携促進に向け取り組む。

大阪府農地中間管理事業 平成 28 年度事業計画

1 基本方針

平成 28 年度の農地中間管理事業は、大阪府の制定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」及び「農地中間管理事業規程」に則り、多様な担い手への農地の集積と集約を推進するとともに、遊休農地の解消及び未然防止に努め、大阪府域における農空間の保全・活用に資することをめざす。

また、事業の推進にあたっては、大阪府の「都市農業の推進に及び農空間の保全と活用に関する条例（以下「条例」という。）、市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえ、地域の農業が将来にわたり発展するよう留意しながら実施する。

2 事業推進の考え方

(1) 事業の推進方向

- ① 面的広がりのある農地を対象に集積・集約化を図り、担い手の農業経営基盤の拡充をめざすため、行政や地域農業関係団体と連携して実施する。
- ② 遊休農地やそのおそれのある農地を担い手に提供し、遊休農地化の解消・未然防止を図るとともに、農空間の保全・活用をめざすため、地権者からの申し出にも迅速に対応する取り組みを並行して実施するものとする。
- ③ 企業の農業参入、準農家制度、ハートフルアグリ等の大阪府・市町村の施策に貢献できるよう努める。

(2) 大阪府・市町村との連携

① 大阪府

平成 27 年度に大阪府が農政室及び農と緑の総合事務所で立ち上げた農地中間管理事業プロジェクトチームと連携し、重点地区の選定やアンケート調査等地元への働きかけを強化するとともに、大阪府と農地中間管理機構の役割分担を図りながら一体となって事業推進を図る。

② 市町村

条例に基づく大阪府、市町村、農業委員会、JA 等で構成される各市町村の「農空間保全委員会」に、機構として参画し、事業推進状況や農地所有者の貸付意向を共有する。また、機構は大阪府とともに市町村に、借受農地の掘り起こしや人・農地プランの策定を促し地元地域や各農家に本事業の活用を市町村と関係機関と連携し働きかけていく。

また、引き続き市町村への事業委託を促していく。

(3) 重点的に事業を実施する区域

次に掲げる区域において、重点的に事業を実施する。

- ① 人・農地プランの策定区域
- ② 条例により指定された遊休農地解消対策区域
- ③ 基盤整備の完了区域

(4) 平成 28 年度重点対象地区の指定

昨年度同様重点的に事業を実施する区域のなかで、特に早期の取り組みが求められる地区を、大阪府と協議し、平成 28 年度重点対象地区として指定するとともに事業活用に向けて積極的な働きかけを行う。

3 事業目標

平成 28 年度の新規農地貸借の面積は 15ha 以上を目標とし、借受希望者の面積に応えるように努めるものとする。

4 借受希望者の公募

借受希望者の公募は、平成 28 年 6 月に実施することとし、事業の進捗に応じ必要が生じた場合は追加で実施する。

5 農地の借受

農地の掘り起こしについては、地域にでかけ、会議や会合で制度の説明を実施するとともに、大阪府や市町村、農業委員会等農業関係団体と連携し、借受が可能な農地の発掘に努める。

- (1) 重点対象地区においては、大阪府農と緑の総合事務所や市町村と連携し、人・農地プランの作成や変更を促進する等、積極的に働きかけを行う。
- (2) 農地パトロールや遊休化した農地の所有者への意向調査を行う農業委員会と緊密に連携し、農地所有者からの借入を促進する。
- (3) 農地所有者から広く農地の貸出の申し入れを受け入れるため、制度の説明パンフを関係機関を通じて広く配布する他、これまでの実績をわかりやすくまとめ、地域における事業説明での活用や、行政の広報誌・農業関係団体の機関紙への掲載を依頼する。

6 農地の貸付

農地所有者から貸出申出のあった農地について、速やかに借受希望者へ紹介し、現地案内等を行う。また、これら機構業務の一部を市町村や地域組織に委託することにより、円滑な事業推進と迅速な事業展開を確保する。

7 事業の審査と評価

農地中間管理権の取得、農地利用配分計画の作成にあたっては、機構内部の「農地中間管理事業審査会」に附して審査し、決定する。

また「農地中間管理機構事業評価委員会」を開催し、事業内容について評価を受けるとともに事業推進にあたっての意見を求める。

8 事務の適正で正確な執行

農地中間管理権を有している農地にかかる、管理・保全、賃料等の徴収・支払い業務を適正かつ正確に執行するとともに、システム化や業務の一部委託について検討を加える。

2 農地関連直営事業（その他会計2）

(1) 岸和田丘陵地区関連事業

公社は岸和田丘陵地区の整備事業について、農地保有合理化事業により事業参加者の一員となり、大阪府、岸和田市とともに事業推進を図ってきた。このノウハウを活かし、平成28年は、岸和田市から本地区への農業参入をエントリーした企業等に対する情報提供やコンサルティングを柱とする業務を受託する。

(2) 荒廃農地解消事業

岸和田市は農地中間管理事業を活用し、遊休農地の解消を図るため、遊休農地の草刈り等を行い、円滑に耕作者が営農できる環境を整える荒廃農地解消事業を平成28年度から着手する。

同事業は農地中間管理事業による貸借にあわせて行うことから、公社が岸和田市から補助金を受け、対象農地の選定や実施時期を市や転借者と調整しながら同事業を実施していく。

(3) ハートフル企業農の参入促進事業等

大阪府は、「ハートフル企業農の参入促進事業」において、商品開発プロジェクトやプラットフォームの構築等平成28年度に新たな取り組む他、経営感覚に優れた農業者の育成をめざす「農の成長産業化推進事業」を実施する。

公社は昨年度大阪府から受託した「農と福祉の連携促進調査業務」の実績等を踏まえ、これらの新規事業に関して積極的に大阪府に協力していく。

3 大阪府民の森管理運営事業（実施事業等会計2）

大阪府民の森北河内地区、中河内地区、南河内地区の管理運営は、安全確保を最優先として、利用者の利便性や楽しさの向上を図りながら、収益事業の展開を図る。

平成28年度からの指定管理は公社が代表となり、北河内地区は大阪府森林組合及び特定非営利活動法人里山サロン（以下「里山サロン」という。）との共同事業体、中河内地区と南河内地区は大阪府森林組合との共同事業体として、引き続き5年間の管理運営を行うことになった。

大 阪 府 民 の 森

地区名	園 地 名	面積(ha)	主 要 施 設	所在地
北河内 地 区	くろんど園地	105	バーベキュー場	交野市
	ほしだ園地	105	吊り橋・登攀壁・有料駐車場等	交野市
	緑の文化園むろいけ園地	49	大型遊具・ウォークボード等	四條畷市
	小 計	259		
中河内 地 区	くさか園地	50	芝生広場等	東大阪市
	ぬかた園地	62	あじさい園・芝生広場等	東大阪市
	なるかわ園地	158	森のレストハウス・ツツジ園等	東大阪市
	みずのみ園地	10	芝生広場等	八尾市
	その他（管理道敷など）	61	らくらく登山道等	東大阪市
	小 計	341		
南河内 地 区	ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場・星と自然のミュージアム等	千早赤阪村
合 計		613	以上8園地（ほりご園地を除く）	

(1) 安全で快適な施設管理

府民の森の施設は、近年、経年変化による劣化が顕著になっている。

このため、日常の点検、パトロールを確実に行うとともに、園路、ベンチ等の施設、機械設備など多岐にわたる修繕業務について、園地職員により迅速に行い、利用者の安全と快適な利用に努める。

また、掲示板、案内標識により、利用上の注意喚起を適切に行い、安全確保に努める。

ほしだ園地「星のブランコ」や「クライミングウォール」など、特に安全面での配慮が必要な施設については、計画的な補修に取り組む。

以上のほか、年2回の一斉施設点検結果と随時の施設点検結果を大阪府に報告し、災害復旧、施設改修をはじめ、安全確保対策について、協議、要望を行っていく。

また、北河内地区・中河内地区では、ナラ枯れによる被害が蔓延しており、これに伴う枯損木の除去について、共同事業体の大阪府森林組合と協力して、迅速な伐採作業を実施し、倒木や落枝による人身事故発生防止を図る。

(2) 魅力ある府民の森の運営

近年の府民の森の利用者満足度は95%前後と高い。平成28年度も誰もが気軽に利用できる園地の運営をめざすため、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

自然体験イベントについては、共同事業体の里山サロン、府民の森を主な活動地としているNPO日本パークレンジャー協会とともに、子どもから大人まで参加できる多様なプログラムを提供し、新たな魅力づくりに努める。

このような園地魅力の情報は、平成25年度より開始した各園地のブログにより随時発信していくとともに、新聞、チラシ、WEB情報媒体等の多様な広報媒体を活用し、広く府民に発信していく。

また、各園地案内所に大阪フリーWi-Fi環境を整備し、園地利用者が情報収集、発信できるようにするとともに、双方向交流を実現するためフェイスブックページの作成に取り組む。

(3) 府民の森自主事業

平成28年度から、くろんど園地第2キャンプ場跡地をさまざまな団体、企業、ボランティアがプログラムの実施や自主活動を行う拠点として活用するため、NPO日本パークレンジャー協会と連携し、計画づくりを中心に一部手づくりで基盤・施設の整備に着手する。

また、府民の森園地内においても府民協働による森づくりを具現化するため、くろんど園地のコナラ林とヒノキ人工林を企業、団体等の森づくりフィールドとして提供するための条件整備を行う。

当面、深刻なナラ枯れ被害対策に取り組むが、被害の終息を見込んで、今後の森づくりについて、公社、大阪府森林組合、里山サロンが中心となり、学識者の意見を聞きながら指針づくりに着手する。

4 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

(1) 府民の森直営事業

府民の森の管理運営、公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や、新規収益事業の開発に努める。

平成28年度においては、府民の森等を活用した多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、「まるごとハイキングマップ」、飲食物の販売などを展開し、利用者へのサービス提供と収益確保を図る。

カーボン・オフセット制度を活用した環境貢献型商品「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を啓発看板、ポスター、チラシによりPRをして収益の向上を図るとともに、地球環境保全に取り組む府民の森の周知に努める。

平成28年度は、ちはや園地をはじめ他の園地でも積極的にPRし、ちはや園地の魅力を発信して、誘客ツールとするとともに、ちはや園地の観察会などのプログラム教材として販売する。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

平成25年度から指定管理者となった大阪府立金剛登山道駐車場の運営については、ロープウェイや香楠荘などの山頂施設と連携したイベントを開催し、集客の向上に努める。

また、現地での金剛山情報の提供、トイレの清潔維持や積雪時の迅速な除雪作業、ブログによる冬季の道路情報の提供などキメ細かなサービスの提供に努め、駐車場利用者の確保に努める。

さらに、夏季繁忙期の集客力向上のため、香楠荘、ロープウェイと連携し、隣接溪流を利用したマスのつかみ取り大会を開催し、「金剛山麓の清流」についても、アピールしていく。

府立金剛登山道駐車場

所在地	南河内郡千早赤阪村千早 1330-2
施設の種類及び規模	第1駐車場（ロープウェイ下） 15,276 m ² （182台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、管理棟1棟） 第2駐車場（バス停前） 18,012 m ² （160台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、バスロータリー）
駐車場料金	普通自動車 600円/1回 大型バス 1,200円/1回

5 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

CO₂の累積排出量の増加に伴い地球規模での温暖化が進んでおり、大型台風やゲリラ豪雨、竜巻などの異常気象による災害の増加、健康や農作物等への影響が懸念されている。

国は、地球温暖化防止対策を推進するため、COP21のパリ合意を踏まえ、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき対策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定することとなっている。

とりわけ民生部門のCO₂排出量の増加が顕著となっていることから、国民一人ひとりが取り組むための啓発が喫緊の課題であり、公社が実施する地球温暖化防止活動により、地域における地道な活動を広げていくことが重要なテーマである。

このため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により大阪府知事の指定をうけた「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」（以下「大阪センター」という。）として、環境省や全国センター等との連携により、次の地球温暖化防止活動事業を実施する。

なお、従来環境省の補助事業として実施してきた「地域活動支援・連携促進事業」については平成27年度限りで廃止されることとなった。このため、大阪府等との連携共同による新たな形での活動を開拓する。

(1) 地球温暖化対策の啓発・広報活動

大阪府が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）や環境NPO、市町村などと連携し、セミナーやシンポジウムの開催、環境イベントへのブース出展などを通じて、府民への地球温暖化対策の普及啓発を行うとともに、アンケートを実施し啓発効果等の把握を行う。

また、大阪センター職員や推進員を学校での出前授業、市町村等で実施する行事へ派遣することなどにより、地域での活動を支援・促進する。

さらに、府民への普及啓発のため、広報誌「えこっと OSAKA」を発行する。

- イベント、セミナー等での啓発によるCO₂削減量：年間100トン
- 「えこっと OSAKA」発行部数：10,000部（年3回発行）

(2) 家庭や事業所に対する効果的な省エネルギー対策の提案

① 「うちエコ診断」等を活用した家庭向けのCO₂排出削減対策

家庭におけるCO₂の排出実態を明らかにし、エコ家電、エコリフォームや太陽光発電の導入、日常のエコ活動などの取り組みによりどれだけCO₂が削減されるかを対策費用、投資回収見通しと併せて示す「うちエコ診断」により、節電や省エネの取り組みを促進する。

平成28年度は、実施件数の目標を平成27年度の200件から500件に拡大するとともに、新たに「うちエコ診断」によるCO₂削減量を目標として設定する。診断の実施に際しては、大阪府や関西うちエコ診断推進協議会と連携し、円滑かつ効率的な事業の遂行に努める。

また、電力の“見える化”機器等を貸し出すことなどで、家庭内での電力の使用状況

を認識してもらい、節電対策を促進する。

- うちエコ診断実施件数：500 件
- うちエコ診断による CO₂削減量：年間 150 トン

② 事業所向けの CO₂排出削減対策

環境省の CO₂削減ポテンシャル診断事業に応募することなどにより、事業所における CO₂排出量の現状を計測やヒアリングにより定量化するとともに、設備の更新、省エネルギー機器等の導入、温度管理等の運用改善等による CO₂削減量を対策費用、投資回収見通しと併せて示すことにより、効果的な CO₂削減対策を提案・誘導する。

- 実施件数：6 件
- 省エネ診断による CO₂削減量：年間 200 トン

また、自らの事業により排出される CO₂を、他の削減・吸収に取り組む活動を支援（クレジットの調達）することにより埋め合わせるカーボン・オフセット制度は、地域振興や地球温暖化対策に貢献できる取り組みとして広く普及促進を図ることが重要である。

平成 25 年度に設置した近畿 J-クレジット等推進協議会の事務局を運営し、国の補助金を活用して、民間企業が商品にクレジットを付与し環境貢献型商品として販売促進を行う事業の支援を行う。

加えて、府や市町村等が開催するイベントやセミナーについて、開催に伴い排出される CO₂をオフセットしてカーボン・オフセットイベント・セミナーとして開催することにより、カーボン・オフセットの普及促進を行う。

- クレジットの無効化量：年間 40 トン

(3) 大阪府等との連携・共同

「豊かな環境づくり大阪府民会議」に参画し、府民や環境 NPO 等と協働して、日常生活や事業所活動でのエネルギー消費を抑制する具体的な実践活動に取り組む。

また、環境 NPO の活動活発化や新たな活動の展開を支援・促進するために、平成 28 年度に大阪府が新規に実施する「環境交流パートナーシップ推進事業」への参画を目指す。

さらに、平成 28 年度に環境省が新規に実施する「地方公共団体と連携した CO₂排出削減促進事業」について、市町村に対して事業参画を促すとともに、公社のノウハウと実績を活用しての連携方策を検討する。

地方公共団体と連携した CO₂排出削減促進事業

事業主体：市町村

補助内容：人口 20 万人以上 上限 10,000 千円

人口 20 万人未満 上限 5,000 千円

6 環境調査・相談事業（その他会計1）

国や府、市町村が実施する大規模事業に伴う環境監視事業、その他環境行政の推進に資する事業などに積極的に応募し、競争的資金の獲得に努める。

(1) 環境監視等調査

箕面北部丘陵地区における「水と緑の健康都市土地区画整理事業」区域に生息するオオタカなど貴重な動植物及びその他の生物への影響についての調査、営巣木のアカマツ保全対策等を大阪府から受託して行う。